

## 〔第7号議案〕 環境保全基本協定締結の件

以下の趣旨に沿い、環境保全基本協定締結を進めることとする。

### 〈締結の趣旨〉

現在、当協議会では、新たに進出する事業所や施設等を増設する事業所等に対し、当協議会が主体となっている白井工業団地地区まちづくり協議会を通して、事前協議を行い、産業廃棄物処理業に対しては、個別に作成した環境保全協定書の締結を要請している。

しかし、この環境保全協定書は、特定の業種を念頭に置いたものであり、事業所間、業種間の公平性や環境保全の実効性などから疑義があるため、どのような業種であっても一律に「環境保全基本協定書」を締結するよう見直すものである。

この環境保全基本協定の目的は、多種多様な業種の事業所が立地する白井工業団地において、各事業所があらゆる事業活動において環境に配慮することで、事業所間の相互理解とともに、連帯意識の高揚を図ることで、安全で快適な操業環境のエコ工業団地を目指すものである。

また、この環境保全基本協定書の内容は、法令遵守を基本とし、環境配慮の努力事項を定めたもので、関係法令以上の義務を課すものではなく、一般的な努力義務を文書化することで、環境保全意識の高揚とその実効性を担保しようとするものである。

なお、環境保全基本協定書は、添付のとおりとし、今後、十分な周知を図ながら関係各位の理解を得たうえで、順次、会員事業所及び進出事業所等との締結を進めて行くこととするものである。